

「第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定(案)について (県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画)

県の障がい者施策の基本計画である「岐阜県障がい者総合支援プラン」(県障害者計画・県障害福祉計画)が平成 30 年 3 月末で終期を迎える。また、平成 30 年 4 月 1 日施行の児童福祉法の改正により、県障害児福祉計画を策定する必要があるため、以下の通り計画の策定を行う。

1. 計画の性格・位置付け

- 現行の「岐阜県障がい者総合支援プラン」は、県の障がい者施策を総合的に推進するため、障害者基本法に基づき、県全体の障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「県障害者計画」と、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等に関する具体的な数値目標等を定めた「県障害福祉計画」を一体化した計画であり、引き続き「第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン」として一体化して策定する。
- 平成 30 年 4 月 1 日施行の児童福祉法の改正により、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、同法に基づき策定が求められる「県障害児福祉計画」は、障害福祉計画と一体的に策定する。また、県では、障がい者施策を総合的に推進するため、県の障害者計画と障害福祉計画を一体化していることから、障害児福祉計画についても「第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン」と一体化して策定する。

2. 計画の期間

- 現行計画が 3 年間(平成 27 年度～29 年度)であり、障害児計画の計画期間も 3 年間であることから、次期計画も平成 30 年度～32 年度の 3 年間とする。

3. 次期計画策定のポイント

- 障害児福祉計画として、新たに章を設け、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を盛り込む。
- 施策体系の構成は現行計画のベースを維持しつつ、「改正発達障害者支援法」や「改正障害者総合支援法」、「改正児童福祉法」、「第 5 期障害福祉計画に係る基本指針」の趣旨を反映する。

(改正発達障害者支援法概要)

- ・切れ目ない支援の重要性に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律全般を改正

(改正障害者総合支援法・改正児童福祉法概要)

- ・障害者の望む地域生活の支援
- ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(基本指針の主なポイント)

- ・地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障害者支援の一層の充実

○平成 28 年 4 月 1 日に施行した「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づく関連施策を再整理（再掲）する。

※「構成イメージ（案）」及び「策定のポイントとなるキーワード」は別紙参照。

4. 策定方法

- ・次の意見徴収及び実態調査により、障害福祉サービスに対するニーズや見込量等を把握し、次期計画を策定する。

○意見聴取

- ・障がい者関係団体（岐阜県障害者社会参加推進センター加盟団体）
 - *意見聴取に先立ち意見照会文書を発出
- ・岐阜県障害者施策推進協議会（障害者基本法）
- ・岐阜県障がい者総合支援懇話会（障害者総合支援法）
- ・市町村
- ・有識者
- ・パブリックコメント

○実態調査

- ・障がい福祉に関するアンケート調査（県政モニター）
- ・障害福祉サービス見込量調査（市町村）
- ・障害児者支援施設入所者・待機者状況調査（障害児者支援施設）
- ・障害福祉サービス事業所数・定員数等調査（都道府県）

○その他

- ・障がい者関係団体が有する各種調査資料を収集・分析

※「策定スケジュール（案）」は別紙参照。